

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日が休日には、
当たる日がとどく)

鳥取県告示第四七号

告

示

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二(第二項)
の規定に基づき、財團法人都道府県会館から同条第一項に規定する相互救
済事業に係る昭和六十三年度の経営状況の通知があつたので、同条第三項
の規定により、次のとおり告示する。

平成二年一月六日

鳥取県知事 西 尾 召 次

昭和63年度財团法人道府県会館災害共済事業経営状況

1 事業実績

(1) 火災共済

加入団体

共済責任額

2,462,572,430,000円

被災件数

53件

被災棟数

48棟

災害共済金

44,371,550円

損害率

4.7%

加入団体

12府県外

◆告示

相互救済事業に係る昭和六十三年度の経営状況(総務管
財課)

生活保護法による医療機関の指定(社会課)

生活保護法による診療所等の廃止(〃)

保険医療機関等の指定(保険課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(十
件)(〃)

土地改良事業の変更認可申請の適否の決定(〃)

土地改良事業の工事の完了(〃)

保安林の指定予定(一件)(造林課)

保安林の解除予定(一件)(〃)

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

加入合数	1,331台	次期繰越収支差額	1,755,457,392円
共済責任額	38,044,556,000円	(2) 正味財産増減計算の部	
共済基金分担金(解約返戻金差引後)	15,127,577円	ア 増加	
事故件数	2件	減価償却積立預金増加額	30,070,000円
災害共済金	796,997円	共済備金積立預金増加額	304,000,000円
損害率	5.3%	地方自治振興基金積立預金増加額	200,000,000円
2 収支計算		附屬設備増加額	215,350,000円
(1) 収支計算の部		什器備品増加額	311,000円
ア 収入		増加額合計	749,731,000円
事業収入	954,345,201円	イ 減少	
繰入金収入	31,270,000円	当期収支差額	127,654,649円
雑収入	414,987,347円	貸付金減少額	1,766,000円
返還金収入	1,766,000円	減価償却額	41,134,963円
前期繰越収支差額	1,883,112,041円	付属設備減少額	616,828円
収入合計	3,285,480,589円	減少額合計	171,172,440円
イ 支出		ウ 当期正味財産増加額	578,558,560円
管理費	91,764,102円	エ 前期越継正味財産額	10,450,687,225円
事業費	59,696,095円	オ 期末正味財産合計額	11,029,245,785円
配分金	503,948,000円		
諸支出金	124,884,000円		
固定資産取得支出	215,661,000円		
積立預金支出	534,070,000円		
予備費	0円		
支出合計	1,530,023,197円		

県取引公報 第6139号
 生活保護法(昭和三十五年法律第二百四十四号)第四十九条の規定に基て
 医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和三十一
 五年厚生省令第一十一号)第十一條の規定による特長である。

平成2年2月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
健クリニック	米子市中町一二三一三	平成元年十二月五日
早田産婦人科クリニック	鳥取市吉方温泉二丁目五〇二	"
医療法人社団瞳会大源眼科	鳥取市吉方温泉四丁目七〇〇	平成元年十二月十二日
医療法人大塩内科	鳥取市若桜町四九一八	"
林兼太郎薬局	鳥取市川端四丁目二二五	"
天野医院	東伯郡大栄町大字由良宿二一	平成二年一月一日
たむら調剤薬局	鳥取市西町五丁目一一六	平成元年十二月一日
	鳥取市西町五丁目一一三一一	平成元年十二月二十六日

鳥取県告示第百九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成二年二月六日

鳥取県告示第百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
吉田一陽堂駅前薬局	鳥取市栄町七〇八	平成二年一月二十日
やすき薬局	鳥取市正蓮寺四三	平成二年一月十七日
ホワイト歯科医院	米子市石井六九九一三	平成二年一月一月

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
大源眼科医院	鳥取市吉方温泉四丁目七〇〇	平成元年七月一日
大塩内科医院	鳥取市若桜町四九一八	"
天野医院	東伯郡大栄町大字由良宿二一	平成二年一月一日
たむら調剤薬局	鳥取市西町五丁目一一六	平成元年十二月一日

鳥取県告示第百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る天神野地区第六工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次より告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

- 二 縦覧に供する期間
平成二年二月七日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所

- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百十三号

西伯郡淀江町大字西尾原八三一一岩垣開三ほか十一人の者が共同（平岡

地区土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る平岡地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同

改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る高橋地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同

鳥取県告示第百十二号

西伯郡中山町高橋一五三天島清憲ほか二十人の者が共同（高橋地区土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る高橋地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同

改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る高橋地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同

可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次とおり縦覧に供する。

平成二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

- 二 縦覧に供する期間
平成二年二月七日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
中山町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十二号

西伯郡中山町高橋一五三天島清憲ほか二十人の者が共同（高橋地区土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る平岡地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同

改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る高橋地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同

5 平成2年2月6日 火曜日

鳥取県公報

法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成2年2月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成2年2月7日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
淀江町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十四号

倉吉市が行う土地改良事業に係る立見地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成2年2月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成2年2月7日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十五号

青谷町が行う土地改良事業に係る小畠地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成2年2月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十八号

日野町が行う土地改良事業に係る日野（舟場）地区の換地計画の認可申請について、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

鳥取県告示第一百十九号
日野町が行う土地改良事業に係る下榎地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり綱覽に供する。

平成二年二月六日

鳥取県知事 西尾

次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 紹覽に供する期間

平成二年七月から三十日間

三
総覽に供する場所

中華書局影印

四庫全書

卷之三

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

縱覽期

鳥取県告示第百二十号

日野町が行う土地改良事業に係る黒坂地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成二年二月七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日野町長
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十一号

江府町が行う土地改良事業に係る下安井地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成二年二月七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
江府町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十二号

東伯町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業宮場地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業津ノ井西（広岡）地区農用地造成）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
平成二年二月七日から二十日間
- 四 縦覧に供する場所
東伯町役場

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
平成二年二月七日から二十日間
- 四 縦覧に供する場所
鳥取市役所

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の

規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により告示する。

平成2年 月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
会見町	新地域農業生産総合振興対策事業会見(生鹿野)地区区画整理	昭和五十八年四月二十七日
"	水田利用再編対策推進事業井上地区区画整理	昭和六十一年三月三十一日

鳥取県告示第百二十五号

次のように保林安の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成2年2月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡若桜町大字根安字荒津返五〇四の二九、五〇四の四二から五〇四の四四まで
- 2 指定の目的
- 3 指定施業要件
- 4 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は択伐による。
 - (1) 八頭郡佐治村大字尾際字前地五二八の一、五三三の五、字古田一一一〇（次の図に示す部分に限る。）、用瀬町大字安藏字田ノ谷九一〇、九一一、九一一の一、九一二、九一二次四
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をことができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

8 土砂の流出の防備
指定施業要件

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次とのとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字尾際字前地五二八の一、五三三の五、字古田一一一〇、用瀬町大字安藏字田ノ谷九一〇、九一一、九一一の一、九一二、九一二次四

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

取県農林水産部造林課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百二十六号

次のように保林安の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 保林安予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字下中谷字金ヶ谷三一九五の一から三一九五の二三まで、三一九六、字駢牛山三二九一の二から三二九一の四まで、三二

九二から三三〇〇まで、三三〇〇次一、三三〇一から三三〇七まで

2 指定の目的、

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採ができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百二十七号

次のように保林安の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

氣高郡鹿野町大字鹿野字寺谷奥東平二五三八の一、字寺谷奥西平二

五三九、二五四五、二五四六の一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採ができる立木は、鳥取地域森林計画

で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

平成2年2月6日 火曜日

鳥取県公報

る。

平成2年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

東伯郡三朝町大字神倉字稗畠谷五〇九の一・五〇九の二・五一〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市大河内字汗干谷七〇三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十一号

次のように遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十二条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成2年2月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県公安委員会委員長 德 田 博 司

一 解除予定に係る保安林の所在場所

遊技機の種類	型式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	火消し一番	株式会社まさむら遊機
回胴式遊技機	アイリス ニュービッグクローラー D フィーバーレクサスVI とらさん二	ミラクルマシン 株式会社大一商会
リバティベルIV	株式会社三共	株式会社ニバーサル販売株式会社